京都市内の企業等の皆様へ

担い手の確保・定着に向けて

奨学金返済支援制度を導入しませんか？

導入するメリットは？

- 人材確保・定着
- 企業イメージの向上
- 従業員のモチベーション向上
- 京都市・京都府が制度導入企業をPR！など

「奨学金返済支援制度」とは、企業等が奨学金を返済している従業員に対し、手当等を支給することで、奨学金返済を支援する社内制度のことです。令和８年度から、京都市も、京都府と京都府中小企業団体中央会とともに、本制度を導入する中小企業等を支援します！

制度概要

以下のいずれか低い額となります。

- 企業が従業員に対し支給する手当等の額の1/2以内
- 年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2以内

正社員となってから1年目～3年目	上限9万円/人・年
正社員となってから4年目～6年目	上限6万円/人・年

例）従業員の年間返済額20万円、企業の年間手当額18万円の場合

従業員の負担額	企業の負担額	京都府補助額
2万円	9万円	9万円

本店所在地が京都市内の企業は府補助額の2分の1を上乗せ！！

従業員の負担額	企業の負担額	京都市補助額	京都府補助額
2万円	4.5万円	4.5万円	9万円

登録期間

随時／～令和8年12月28日(月)

申請期間

令和9年1月4日(月)～令和9年1月29日(金)

登録・申請方法

詳細は、京都府中小企業団体中央会ホームページをご覧ください。

https://www.chuokai-kyoto.or.jp/guide/josei/

まずはお気軽に裏面『お問い合わせ先』までお問い合わせください！

就労・奨学金返済一体型支援事業

京都市 CITY OF KYOTO　京都府　京都府中小企業団体中央会

京都市印刷物第080741号 令和8年4月発行
発行：京都市産業観光局産業企画室

就労・奨学金返済一体型支援事業 補助金手続きの流れ

登録までのSTEP

社内規程の整備
ホームページに規程例を掲載しています
▶
社内規程を京都府へ送付
（事前確認）
▶
社内規程を所轄労働基準監督署へ提出
提出
▶
補助対象者登録申請
▶
登録決定通知

交付申請のSTEP

事業計画書の提出
▶
交付申請請求書の提出
提出
▶
交付決定
▶
実績報告

交付申請関係書類の提出先：京都府中小企業団体中央会

補助対象となる中小企業等

京都府内に事業所があり、従業員への奨学金返済支援制度を設けている中小企業等

中小企業等経営強化法に定める中小企業者、医療法人、学校法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人、社団法人(一般・公益)、財団法人(一般・公益)、きょうと福祉人材育成認証制度による認証又は「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証を受けている者のうち会社以外の者等　※本店所在地が京都市内の企業等は、府補助額の2分の1を上乗せ

支援対象者

上記企業等に勤め、次の要件を全て満たす者

（年齢制限なし）

1. 正社員であること
2. 当該企業において正社員となってから6年以内であること(中途採用含む)
3. 受給した奨学金を本人が返済中であること
4. 府内事業所に勤務していること

支援対象期間

正社員1人につき

最大6年間

※正社員となった日以降に返済猶予期間がある場合は、初回返済日以降に迎える初回給与支給日の属する月から起算。

お問い合わせ先

奨学金返済支援制度の導入に関するお問い合わせ
京都府商工労働観光部労働政策室
TEL:075-414-5494 Email:rodoseisaku@pref.kyoto.lg.jp

補助金に関するお問い合わせ
京都府中小企業団体中央会
TEL:075-708-3701 FAX:075-708-3725

京都市では、既に200社以上の企業が制度導入されています

導入企業の採用担当者の声

- 説明会や面接で制度を紹介すると、企業に関心を持っていただけます。
- 従業員のモチベーションアップにつながっていると感じます。

支援を受けている従業員の声

- 毎月の負担が大きく減り、生活に余裕が生まれました。
- 精神的にも余裕が生まれ、仕事に集中できています。

ウェブサイト「京のまち企業訪問」では奨学金返済支援制度導入企業や従業員の声を随時配信中！

ぜひ、ご登録ください▶

京都で働きたいと考えている**学生**や京都で活躍する**若者**を一緒に**応援**しませんか？